⑱　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後に行う変更契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページ　http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）にて行うものとする。

⑲　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⑳　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

㉑　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年１月６日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から圏央道桶川北本地区函渠その１工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　土留め工法による開削深度が10m以上であること。

㋑　構造物内幅15m以上の鉄筋コンクリート構造物を構築した工事であること。

㋒　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

㋓　非開削工法により供用中の道路下に構造物を構築した工事で内空断面積50㎡以上の工事であること。

ただし、技術提案において、開削工法のみを提案する場合は上記㋐～㋒の実績、非開削工法のみを提案する場合は上記㋓の実績、開削工法と非開削工法を併用する提案をする場合は上記㋐～㋓の実績を有すること。

なお、上記㋐、㋑、㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。

経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　本工事に係る技術（設計・施工）提案が適正であること。なお、技術提案書の提出にあたっては、特記仕様書に掲げた基本性能を有する設計・施工提案の立案を行い技術（設計・施工）提案書を提出すること。

⑶　実施設計にあたって、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。

①　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②　技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

③　技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には７年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。

④　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⑤　博士（工学）

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　土留め工法による工事であること。

㋑　構造物内幅15m以上の鉄筋コンクリート構造物を道路の地下に構築した工事であること。

㋒　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

㋓　非開削工法により供用中の道路下に構造物を構築した工事であること。

ただし、技術提案において、開削工法のみを提案する場合は上記㋐～㋒の経験、非開削工法のみを提案する場合は上記㋓の経験、開削工法と非開削工法を併用する提案をする場合は上記㋐～㋓の経験を有すること。

なお、上記㋐、㋑、㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。

経常建設共同企業体又は特定建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していれば良い。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。